



# 埼玉県報

第 702 号  
令和 8 年(2026 年)  
3 月 17 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 税務文書管理システムに係る端末及び機器賃貸借に関する落札者等の公示（税務課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 県営土地改良事業小用大沼地区（農業用排水施設整備事業）事業計画の決定及び当該事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業二階沼、上横田大沼、上横田中沼地区（農業用排水施設整備事業）事業計画の決定及び当該事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業滑川町ため池群 3 地区（農業用排水施設整備事業）事業計画の決定及び当該事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画都市再開発の方針の変更及び図書の縦覧（市街地整備課）
- 和光都市計画都市再開発の方針の変更及び図書の縦覧（市街地整備課）
- 県道南古谷停車場線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定有形文化財の追加指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定天然記念物の追加指定及び名称変更（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定解除（文化財・博物館課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和 8 年 3 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

### 雑報

- 農業振興地域整備基本方針の変更（農業政策課）

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務文書管理システムに係る端末及び機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年1月27日

4 落札者の氏名及び住所

FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

31,392,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年12月12日

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・埼玉

#### 二 代表者の氏名

男澤 望

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝二丁目四番二十五号

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和八年四月二十日から令和十三年四月十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業小用大沼地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 縦覧期間

令和八年三月十九日から令和八年四月七日まで

#### 二 縦覧場所

鳩山町役場

鳩山町役場のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業二階沼、上横田大沼、上横田中沼地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 縦覧期間

令和八年三月十九日から令和八年四月七日まで

#### 二 縦覧場所

小川町役場

小川町役場のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業滑川町ため池群3地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 縦覧期間

令和八年三月十九日から令和八年四月七日まで

#### 二 縦覧場所

滑川町役場

滑川町役場のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―八―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市上青木三丁目五番三の一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千二百六十・四五立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二〇―一三一―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市若松町七百八十九番外百三十六筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二千五十五・五立方メートル

浸透効果量 〇・〇三三立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により所沢都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和光都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路線名	県道南古谷停車場線
供用開始の区間	川越市大字並木字中田二三九番六地 先から同市大字並木字中田二四一番 十九地先まで
供用開始の期日	令和八年三月十七日
備考	平成二十年三月二十八日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十号で告示した道路予定地域の一部供用開始である。

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字柳町一二二〇番三地先まで</p>	<p>児玉郡上里町大字長浜字上川原二 五番一地从り同郡同町大字長浜</p>	<p>区 間</p>
<p>三〇・六四 八・九〇</p>	<p>一二・四九 八・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二三七・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>道路改築工事による。</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	県道藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字長浜字上川原二五番一地从同郡同町大字長浜字柳町一二二〇番三地从先まで
供用開始の期日	令和八年三月十七日
備考	令和八年三月十七日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三七・四〇メートル

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市佐間字裏新田一三九九番 一地先から同市河原代字上分九六番 一地先まで	区  間
一六・〇八〇 十六・二二	一〇・八七〇 一一・九九	敷地の幅員 (メートル)
	三三四・一三	延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

阿佐間幸手線	路線名
久喜市佐間字裏新田一三九九番一地先から同市河原代字上分九六番一地先まで	供用開始の区間
令和八年三月十七日	供用開始の期日
令和八年三月十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三三四・一三メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和八年三月二十三日 午後一時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則について

ハ 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

ニ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

ホ ヘき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について

ヘ 学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則について

ト 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

チ 埼玉県社会教育委員の任免について

リ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ヌ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について

ル その他

# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
建造物	永府門樋 一基	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見三百五十七番地	西吉見南部土地改良区
考古資料	西別府廃寺出土品 二百五十四点	埼玉県熊谷市千代三百二十九番地	熊谷市 (熊谷市教育委員会)

# 告示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

名称	所在地	保護団体
木曾根の弓ぶち	埼玉県八潮市大字木曾根	木曾根氷川神社弓ぶち保存会

# 告示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり追加指定する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者
古文書	光西寺松井家文書 七百六点	埼玉県川越市郭町二丁目三十番地一、埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地 (埼玉県川越市小仙波町五丁目四番地七)	宗教法入 光西寺

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる埼玉県指定天然記念物に、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

上欄	中欄	下欄
名称及び員数 川本町産出カルカロドン メガロドンの 歯群化石 七点	指定告示 平成十五年 三月十八日 埼玉県教委 告示第九号	名称及び員数 川本町産出カルカロドン メガロドンの 歯群化石 六十六点 軟骨・鱗化石一式
		名称及び員数 旧川本町中新統産出オト ドウス メガロドン歯群 化石 七十三点 附 軟骨・鱗化石一式

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
川本町産出カルカロ ドン メガロドンの 歯群化石 六十五点	埼玉県秩父郡長瀨町 大字長瀨千四百十七 番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の 博物館)	平成十五年 三月十八日
川本町産出カルカロ ドン メガロドンの 歯群化石 一点	埼玉県秩父郡長瀨町 大字長瀨千四百十七 番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の 博物館)	平成十五年 三月十八日

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年三月十八日 午後三時三十分

二 場所 知事公館 大会議室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十六号

令和八年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、五五七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六五、九八〇人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市

六九、六三二人

南第二区 川口市

一四六、八八七人

南第三区 さいたま市西区

二六、五〇六人

南第四区 さいたま市北区

四二、五〇三人

南第五区 さいたま市大宮区

三五、二二六人

南第六区 さいたま市見沼区

四六、二八七人

南第七区 さいたま市中央区

二八、九六三人

南第八区	さいたま市桜区	二六、八〇六人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、四〇四人
南第十区	さいたま市南区	五三、一九五人
南第十一区	さいたま市緑区	三六、六五五人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三四一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九九一人
南第十四区	桶川市	二一、〇三一人
南第十五区	北本市	一八、七八七人
南第十六区	鴻巣市	三三、一八九人
南第十七区	志木市	二〇、九五八人
南第十八区	新座市	四五、九四一人
南第十九区	蕨市	一九、六七一人
南第二十区	戸田市	三七、五七九人
南第二十一区	朝霞市	三九、八八二人
南第二十二区	和光市	二三、三二二人
西第一区	所沢市	九六、八一一人
西第二区	入間市	四〇、四五六人
西第三区	飯能市	二二、〇六七人
西第四区	狭山市	四一、九九七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇四一人
西第六区	富士見市	三一、四五六人
西第七区	川越市	九七、七五四人
西第八区	日高市	一五、二九五
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、一四七人
西第十区	坂戸市	二七、六六〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六四五人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、四八六人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、〇九六人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、三七四人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三二、九四〇人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、〇五一人
北第四区	熊谷市	五三、五四一人
東第一区	行田市	二一、九八〇人

東第二区	羽生市	一四、八一四人
東第三区	加須市	三一、二五二人
東第四区	久喜市	四二、四一人
東第五区	蓮田市	一七、四三七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一一七人
東第七区	春日部市	六四、九九九人
東第八区	越谷市	九四、九二六人
東第九区	八潮市	二五、四二六人
東第十区	三郷市	三八、三三九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、二四〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五五四人

## 雑 報

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により昭和四十五年埼玉県告示第三百七十八号（農業振興地域整備基本方針の公表について）に係る農業振興地域整備基本方針を令和八年三月十日に変更したので、次のとおり公表する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備基本方針は、農林部農業政策課及び各農林振興センターにおいて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

昭和45年	3月策定
昭和51年	3月変更
昭和60年	8月変更
平成14年	7月変更
平成22年	12月変更
平成28年	7月変更
令和4年	2月変更
令和8年	3月変更

# 農業振興地域整備基本方針

令和8年3月変更

埼 玉 県

# 目 次

はじめに .....	3
<b>第 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項</b> .....	<b>4</b>
1 農用地等の確保の基本的考え方 .....	4
2 農用地等の確保のための施策の推進 .....	6
3 農業上の土地利用の基本的方向 .....	8
<b>第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項</b> .....	<b>14</b>
1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方 .....	14
2 指定予定地域 .....	14
<b>第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</b> .....	<b>19</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	19
2 農業地帯別の構想 .....	19
3 広域整備の構想 .....	21
<b>第 4 農用地等の保全に関する事項</b> .....	<b>23</b>
1 農用地等の保全の方向 .....	23
2 農用地等の保全のための事業 .....	24
3 農用地等の保全のための活動 .....	24
<b>第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</b> .....	<b>26</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 .....	26
2 目標経営モデル .....	27
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策 .....	36

第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	38
1	農業地帯別の農業近代化施設整備の方針	38
2	広域整備の構想	40
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	42
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	42
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	42
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	42
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の 促進に関する事項	45
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	45
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	45
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	47
1	生活環境施設の整備の必要性	47
2	生活環境施設の整備の構想	47

附図

## はじめに

この農業振興地域整備基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「法」という。）第3条の3第1項の規定に基づき令和7年6月に変更された国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、法第5条第1項の規定に基づき変更し、農業振興地域の整備に関する県の基本的な考え方を示し、この考え方が市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるようにするものである。

なお、県及び市町村は、第2を踏まえて県が指定する農業振興地域において、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に基づき農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に実施し、農業振興地域の整備を推進する。

# 第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

## 1 農用地等の確保の基本的考え方

### (1) 農地の動向

本県では、経済の高度成長を背景とした急激な人口増加や産業構造の変化に伴い、県南部の都市地域を中心として、農地が住宅地や流通業務施設等へ転用されるとともに、農業従事者の兼業化、高齢化などにより中山間地域を中心として荒廃農地等が増加するなど、農地のかい廃が急速に進んできた。経済情勢の変化等により、農地の減少は緩やかになりつつあるが、令和6年においても前年に比べ300ha、過去10年間（平成27年から令和6年）では、年平均430haの減少が続いている。

この結果、令和6年における本県の農地面積は、72,700haであり、全国の農地面積の約1.7%を占めている。その内訳は、田が40,600ha（56%）、畑が32,100ha（44%）である。

本県の農地は、今後とも引き続き減少が見込まれるものの、本県の人口が減少に転じる中での宅地等の需要の減少や、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組により、その減少傾向は緩やかになるものと推定される。

### (2) 農用地等の確保の方針

本県の農地は、今後も減少が見込まれるところであるが、農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、法に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

このため、農業振興地域制度の適切な運用とともに、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備及び保全、非農業的土地需要への対応、交換分合制度の活用、推進体制の確立等のための諸施策を通じた取組の推進により、農用地等の保全・確保を図る。

### (3) 都道府県面積目標

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である。このため、(2)に掲げた農用地等の確保のための取組により、今後、相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域内の農地の確保を積極的に図っていく必要がある。

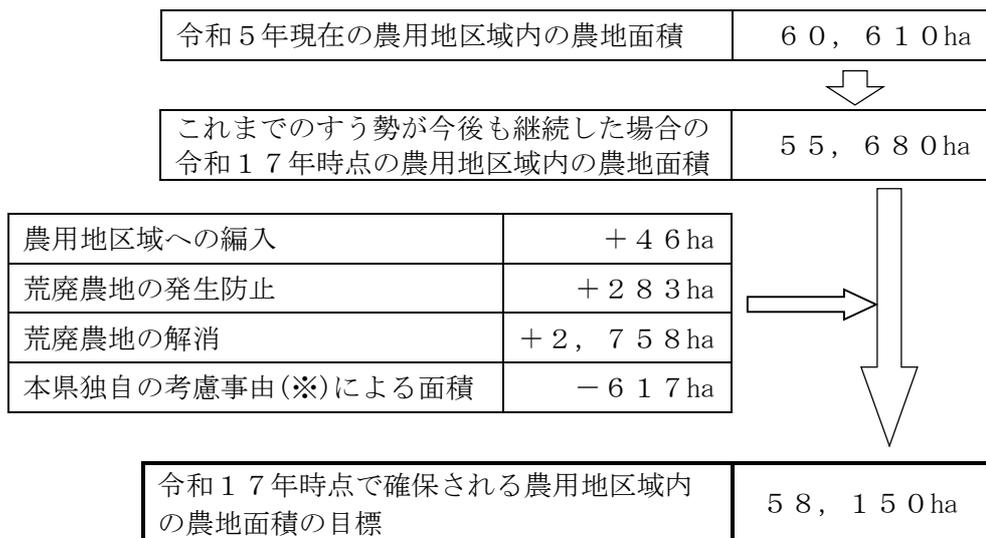
今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進に加え、農地転用許可制度の適切な運用等により、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内の農地(荒廃農地除く)）の面積については、基本指針に示す設定基準に基づき算出し、現状（令和5年60,610ha）よりも2,460ha減の58,150haを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効活用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

また、農用地区域内の全体農地面積（法第5条の2第1項第1号の都道府県面積目標の達成状況に関する資料で把握した実績値）と県面積目標を比較し、全体農地面積が県面積目標を下回ることが判明した場合には、その翌年度に除外目的変更に係る市町村整備計画を変更しようとする市町村から協議があった場合において、県は当該市町村に対してその影響を緩和するために市町村等が講じようとする措置（農用地区域への編入、荒廃農地の解消、農用地の造成）を記載した書面の提出を求めるものとする。

さらに、本県における一般転用年間許容量（都道府県面積目標の設定の際に見込んだ目標年までの除外目的変更による農用地区域内の農地の減少面積の総量を当該目標の基準年から目標年までの年数で除した値）を84.6haと設定することとし、年間の除外目的変更による農用地区域内の農地の減少面積がこれを超えた場合には、その翌年度に除外目的変更に係る市町村整備計画を変更しようとする市町村から協議があった場合において、県は当該市町村に対してその影響を緩和するために市町村等が講じようとする措置（農用地区域への編入、荒廃農地の解消、農用地の造成）を記載した書面の提出を求めるものとする。

なお、基本指針に示す設定基準は別添のとおりである。

<参考>



※ 定期見直しにより除外される道路等の公共施設用地等

## 2 農用地等の確保のための施策の推進

### (1) 農業振興地域制度の適切な運用

地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に関する事務は自治事務とされており、県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、県及び市町村は、本基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

### (2) 農地の保全・有効利用

地域計画に基づく認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化、適切な農地の管理、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止、さらには、地域の実情に応じた農地保全のための各種施策を通じ、荒廃農地の解消に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

また、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化や日本型直接支払制度のうち多面的機能支払制度による地域共同の取組により農地の保全を促進するとともに、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度による農業生産条件の不利補正を通じて、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。

### (3) 農業生産基盤の整備及び保全

野菜等の導入による高収益農業等の展開といった水田の有効利用を図り、生産性の高い農業を確立するため、地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の区画の拡大及び排水対策、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等、地域の特性に応じた生産基盤の整備・保管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

### (4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的かつ総合的な利用や、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化に支障が生じないことを基本とするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的な実施及び策定後の情勢の変

化に対応した計画として確保することが重要であるため、市町村はおおむね5年ごとに法第12条の2に基づく基礎調査等を実施し、適切に管理する。

#### (5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

市町村農業振興地域整備計画は、国土の合理的利用の見地から土地の自然的条件、土地利用の動向等を考慮するとともに、農業以外の用途との調整に留意した上で定められることとされている。このため、国及び地方公共団体は、法第1条の2第3項に規定されるとおり、農用地利用計画を尊重して農用地域内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努める責務を有している。

したがって、国及び地方公共団体が、公用施設又は公共用施設を設置する場合、この責務を踏まえて、農用地域内にある土地をこれらの施設の用に供しないよう努める。

なお、やむを得ず、農用地利用計画の変更が必要となる場合においては、法第13条第2項に規定する農用地域の変更の要件を満たすよう努める。

#### (6) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握する。

#### (7) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて、この交換分合制度を活用するものとする。

#### (8) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する各種計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが重要である。このため、県及び市町村においては、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、農林業団体、都市計画審議会その他関係団体を代表する者から幅広く意見を求めることとする。

#### (9) その他（埼玉県農林水産業振興基本計画に基づく施策の推進等）

本県では、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年埼玉県条例第14号）に基づき、本県農林水産行政の中期的指針として「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策

定している。基本計画は、当該条例に掲げる基本理念にのっとり、農業の競争力の強化、高収益・安定的で持続的な農業経営の実現、農業の多面的機能の発揮、農産物の安定供給等を旨として、目指すべき将来像を実現するための取組の展開方向等を明らかにしたものである。

農用地等の確保のための施策の実施に当たっては、基本計画に定める取組の展開方向との整合性を踏まえて、適切な調整を図りながら推進する。

また、本県農業は、恵まれた自然条件や大消費地に位置するという立地条件を生かし、都市近郊農業として発展してきた。このような本県農業の特性を踏まえ、都市近郊農業の育成や都市と農村の交流に配慮し、農用地等の確保に関する施策を推進する。

さらに、首都圏に位置する本県は、今後も農地に対して多くの非農業的土地需要が見込まれることから、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進することにより、優良農地の確保を図る。

### 3 農業上の土地利用の基本的方向

#### (1) 土地利用の現状

##### ア 位置・地勢

埼玉県は、関東の中西部に位置し、東西約103km、南北約52kmにわたる内陸県であり、全域が都心から100kmの圏域に含まれている。面積は、約3,798km<sup>2</sup>で国土の約1%を占めている。

地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別され、西部の秩父連峰を源とする荒川がほぼ中央を貫流し、北部から東部の県境を利根川が流れている。山地、丘陵地の占める割合は39%で、全国における割合の約半分である。台地、低地の占める割合は、61%であり、全国で2番目に高い。

##### イ 気候

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が厳しい内陸性の太平洋岸気候区に属し、年平均気温は約17.2℃、年間降水量は約1,213.5mm（熊谷地方気象台観測、令和6年）である。台風や豪雪等による気象災害は比較的少ないが、時として、ひょうや霜等の害を被ることがあり、また、夏場の高温が農業生産に影響を及ぼしている。

##### ウ 土壌

農用地の土壌は、台地については全て黒ボク土壌群である。低地については、北部地域は利根川から、中部地域は荒川及びその支流から由来した沖積土で形成されており、おおむね褐色低地土又は灰色低地土の分布が多く、その他に細粒グライ土壌、黒泥土壌、泥炭土壌が分布しており、その土壌の作物生産力は高い。

##### エ 水利

河川は、群馬県北部を源流として県北部の県境付近を流れ、太平洋に注ぐ利根川と、奥秩父を源流として県の中心部を流れ、東京湾に注ぐ荒川の2水系のいずれかに属している。農業水利は、利根川、荒川をはじめとする大小の河川から取

水する備前渠用水、見沼代用水、葛西用水、大里用水等の農業用水が編み目のように整備されている。また、丘陵地域は、ため池により農業用水がまかなわれている。

## オ 交通

鉄道網は、東北新幹線、上越新幹線等 JR 東日本 9 路線、その他民間鉄道 15 路線から形成されている。

道路網は、高速自動車国道として、関越自動車道、常磐自動車道、東北自動車道、首都圏中央連絡自動車道、東京外環自動車道が整備されているほか、東埼玉道路や新大宮上尾道路など地域高規格道路の整備が進められている。

## カ 土地利用

本県の土地利用を大別すると、西部地域が森林、北部及び東部・中西部地域の一部が農用地、南部地域が宅地に区分される。

県土面積に占める農用地の割合は、19%で全国第4位である。その他の用途の占める割合は、森林が31%、水面・河川・水路が5%、道路が9%、宅地が21%、その他が14%である。

## (2) 将来の他用途利用の方向

### ア 人口の推移

本県は、東京に隣接しているという地理的条件から、昭和30年代後半から人口が急増し、昭和50年までは年4～5%の高い増加率を示していた。経済の低成長期以後は緩やかに増加していたが、令和3年をピークに減少に転じ、現在の人口は、732.6万人（推計人口、令和7年5月1日現在）となっている。今後、本県の人口は減少し続け、令和22年には、700万人を下回ると予想されている。

地域別に人口の推移をみると、県南部が人口増加の受け皿となってきたが、県北や秩父地域の中山間地域では、人口の減少が続いている。

### イ 産業の推移

本県は、昭和30年代中頃からの高度成長に伴い、首都に隣接し、大きな消費地を有する立地特性や豊かな労働力を生かして、内陸工業県として経済発展を遂げてきており、経済のサービス化に伴ってサービス産業が県内総生産に占めるウエイトが高い状況が続いている。

県内総生産で見ると、平成25年度から令和4年度の10年間で、第1次産業は約2割減少しているのに対し、第2次産業は2割増加、第3次産業は1割増加となっている。また、県内に常住する就業者の産業別割合をみると、第1次産業はほぼ横ばいで推移し、製造業などの第2次産業が減少傾向にある一方、サービス業などの第3次産業が増加傾向となっている。

今後については、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術が社会に浸透することで新たな価値が生まれる社会やサービスの変革のこと）の実現等により、産業構造や働き方等が大きく変化していくことが想定される。

## ウ 他用途利用の方向

本県は、昭和30年代以降、高度成長に伴う急激な人口増加による都市化や、工業化が進み、農地や森林から住宅地や工場用地等の宅地への土地利用転換が急速に進んだ。

2000年以降、世界金融危機や東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の外的要因で経済停滞が見られ、またロシアによるウクライナ侵略に伴う物価上昇が生じているものの、コストカット型経済から成長型経済への移行に向けた経済諸活動の拡大や本県の交通の要衝としての優位性から、農用地に対する他用途への転換需要は引き続き見込まれる。

今後も、本県農業が他産業と調和のとれた発展をしていくためには、生産性の高い集团的優良農地を中心とした農用地の保全・確保を基本としながら、宅地等の非農業的土地需要との調整を図りつつ、計画的な土地利用の確保に努めていくことが重要である。

### (3) 農業及び農業的土地利用の推進方向

(1) 及び(2)に掲げる土地利用の現状及び経済・社会的条件等を踏まえつつ、本県における農業振興地域の整備の基本的推進方向について大別すると、中央部の丘陵・台地及び東部の低地に位置する市町からなる平坦地帯と西部の山地に位置する市町村からなる山間地帯の2つの農業地帯に区分することができる(各農業地帯に属する市町村は、第2に掲げるとおり)。

このため、本基本方針においては、必要に応じて平坦地帯と山間地帯を区分して、各項目における取組について掲げていく。

なお、農業及び農業的土地利用の推進方向についても、平坦地帯及び山間地帯に区分していくものとするが、平坦地帯については、対象となる地域が広範囲であることから、農業的土地利用の推進の方向について詳細に掲げるため、平坦地帯をさらに7つの地域に区分する。

#### ア 平坦地帯

本地帯は、西部の丘陵・台地、東部の低地に大別され、本県の農地の94%を占めている。人口は、本県の73%を占め、南部の都市化の傾向が著しい地域と北部の比較的都市化の傾向が緩やかである田園地帯から成り立っている。

農業の推進方向は、本地帯が本県農業の主要産地を形成していることから、都市近郊に立地する本地帯の特性を生かすことを基本として、地域計画の実現に向け、農地の集積・集約化、高度利用、コスト低減等を促進しつつ、需要動向に即した生産性の高い土地利用型農業や集約型農業等の育成を図る。

農業上の土地利用は、田、畑、樹園地の多彩な利用がなされているが、大別すると、東部は田がほとんどを占め、西部は畑が大部分を占め、北部では畑及び田に利用されている状況である。このため、地域の農業の状況に応じた生産基盤整備を推進することにより、農地の確保・有効利用を促進する。

なお、農業の推進方向を踏まえた地域ごとの農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

**(ア) 南部地域（さいたま市(岩槻区除く)、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町)**

本地域は、県南部の都市化された地域であり、畑及び田を中心とした土地利用が行われている。しかし、最も都市化が進展している地域であることから、限られた農地を高度に活用した集約型農業を展開していくこととし、このために必要な農地を良好な環境のもとに確保する。

また、都市住民との交流による農業を展開するため、農産物直売所、観光農園及び市民農園等の整備を図るとともに、見沼田圃等の都市近郊の農地については、貴重な緑地としての性格も有することから、その保全を図る。

**(イ) 西部荒川下流地域（川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、川島町、吉見町）**

本地域は、荒川沿いに広がる低地であり、田を中心とした土地利用が行われている。このため、今後は、ほ場や排水路等の生産基盤の整備を促進するとともに、併せて、農地の利用集積の取組やスマート農業の推進等により、生産性の高い水田農業を推進する。

さらに、ブロックローテーションや水田裏作の活用により、水稻、麦、大豆、野菜等を総合的に組み合わせた水田農業を推進し、土地利用の高度化を図る。

**(ウ) 西部台地地域（所沢市、狭山市、入間市、三芳町）**

本地域は、武蔵野台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。このため、今後は、畑地かんがい施設等の生産基盤整備や集出荷施設等の整備を促進し、生産条件の整備を図るとともに、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

また、本地域の南西部の狭山丘陵では、茶畑としての利用がなされていることから、今後も畑地かんがい施策等の生産条件の整備により、その利用の確保を促進する。

さらに、三富地域等においては、平地林の落ち葉等の有機資源を活用した伝統農法の推進を図る。

**(エ) 西部丘陵地域（日高市、毛呂山町、小川町、嵐山町、鳩山町、寄居町）**

本地域は、JR八高線沿線に広がる丘陵を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われているが、傾斜条件、団地性、地力及び水利条件等にも恵まれていない。このため、畑地かんがい施設、農道等の生産条件の整備により、畑としての土地利用を確保する。

#### (オ) 北部利根川地域（本庄市、美里町、神川町、上里町）

本地域は、北部の利根川沿いの低地及び台地を中心とした地域であり、畑及び田としての土地利用が行われている。

畑については、国・県営事業等による用水路、パイプライン、スプリンクラー等のかんがい施設の整備が相当程度進んでおり、さらに、ほ場の整備率も高いことから、本地域は、県内でも主要な野菜の産地を形成している。今後は、この好条件を生かすとともに、さらに生産条件の整備を進めることにより、土地利用の高度化を図る。

田については、ほ場の整備率が高いことから、農地の集積・集約化の取組、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

また、畑、田、果樹園が混在した形での土地利用が行われている地域においては、水利、土壌条件等を勘案しつつ、農地の集積・集約化を進める等、土地利用の再編を促進する。

#### (カ) 北部荒川中流地域（熊谷市、行田市、鴻巣市、深谷市）

本地域は、北部の荒川中流沿いの台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。また、国・県営事業等によるかんがい施設の整備が進んでいる地域においては、ほ場の整備率も高いことから、この好条件を活かして、米、麦、大豆、野菜、飼料作物等の多彩な農業生産活動を踏まえ、農地の集積・集約化を促進する等、土地利用の高度化を図る。

#### (キ) 東部中川地域（さいたま市岩槻区、加須市、春日部市、羽生市、越谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町）

本地域は、田を中心とした土地利用が行われており、見沼代用水、葛西用水などの用水路の整備が進んでいる。

今後は、農地の集積・集約化の取組、スマート農業の推進等により、土地利用の高度化を図る。

なお、本地域は、排水不良の地域が多いことから、生産条件の整備に当たっては、農業用水の合理的利用を図るための用水路の再整備とともに、排水路の整備や一反区画ほ場の大区画化に向けた再整備について、特に配慮する。

また、本地域の西部では、田を中心に畑、樹園地の混在する土地利用がなされている地域があるので、水利、土壌条件等を勘案しつつ、農地の集積・集約化を進める等、土地利用の再編を促進する。

### イ 山間地帯

この地帯は、全域が秩父山系に覆われ、秩父多摩甲斐国立公園が存するなど豊富な森林資源と豊かな自然に恵まれている地域であり、地域内に有する観光資源と相まって、本地帯を訪問する観光客は年間1,589万人（令和5年）となっている。

農業の推進方向は、山間地という立地条件から経営上の制約は大きいものの、本地帯の立地特性を活かし、地域の様々な資源を有機的に結びつけた特産品づくりや観光農業を推進するとともに、県民の心のふるさととして安らぎや潤いを提供するグリーンツーリズムに呼応した受け入れ体制の整備を図るものとする。また、本地帯では、農業が健全に営まれることにより、土砂崩壊や洪水の防止、水源のかん養、豊かな景観の維持等の農業の有する多面的な機能が高度に発揮されることから、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度に取り組むなど、農業生産条件の不利補正を通じて荒廃農地の発生防止と解消を推進する。

農業上の土地利用は、全域が山間地帯であることから、田は少なく、畑、樹園地を中心とした利用がなされている状況である。このため、面積的に制約がある既存農地の効率的な利用を図るとともに、地域の特性を活かした生産基盤整備を推進する。

なお、地目別の農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

#### (ア) 畑・樹園地

畑・樹園地については、集団性に恵まれず、かつ農地の混在がみられることから、農道等の整備を図り、中型機械による営農が可能となり得る程度の集積・集約化を促進することにより、畑・樹園地としての土地利用を確保する。

なお、観光農園やグリーンツーリズムのための土地利用については、各地域の農業振興の方向を踏まえ、その利用の確保を図る。

#### (イ) 田

田については、集団性、傾斜条件とも恵まれないため、生産性の高い水田農業の育成を図ることは困難である。このため、原則として中型機械利用を可能とする集団性を有する田を除いては、それぞれ周囲の立地特性に応じ、畑又は樹園地への転換を図るものとする。なお、環境、景観の保全等の観点からも重要な棚田等については、第4に掲げる方向に基づき適切な保全を図る。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

### 1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方

第1の3に掲げる農業上の土地利用の基本的方向を踏まえて、本県においては、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用の確保を基本としつつ、農業振興に関する施策を計画的に推進するため、2に掲げる地域を、農業振興地域として指定することを相当とする地域とする。

#### (1) 平坦地帯

本地帯は、地域の土地利用の状況に応じた都市近郊農業が展開されており、本県の農業生産の大部分を担っている区域である。また、本地帯は、南部を中心に都市化が進展していることから、農地は生産の場のみでなく、貴重な緑地空間や防災空間としての役割を果たしている。

このため、法第6条第2項に定める農業振興地域の指定の基準を満たさない都県境付近の市以外の市町においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び都市計画区域内の用途地域等以外の地域とする。

#### (2) 山間地帯

本地帯は、山間地という立地条件から、農業経営上の制約は大きいものの、地域の特性を活かした農業が展開されていることから、大規模な山林及び都市計画法の都市計画区域内の用途地域等以外の地域とする。

### 2 指定予定地域

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、以下のとおりである。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	さいたま地域 (さいたま市)	さいたま市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 10,024ha (農用地面積 2,580ha)	
	川越地域 (川越市)	川越市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 7,695ha (農用地面積 2,991ha)	
	熊谷地域 (熊谷市)	熊谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 13,292ha (農用地面積 5,529ha)	

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦 地帯	行田地域 (行田市)	行田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,581ha (農用地面積 2,972ha)	
	所沢地域 (所沢市)	所沢市のうち都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 3,733ha (農用地面積 1,278ha)	
	加須地域 (加須市)	加須市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 11,926ha (農用地面積 6,346ha)	
	本庄地域 (本庄市)	本庄市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 5,067ha (農用地面積 1,856ha)	
	東松山地域 (東松山市)	東松山市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,422ha (農用地面積 1,382ha)	
	春日部地域 (春日部市)	春日部市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 4,339ha (農用地面積 1,962ha)	
	狭山地域 (狭山市)	狭山市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 3,167ha (農用地面積 988ha)	
	羽生地域 (羽生市)	羽生市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,051ha (農用地面積 2,422ha)	
	鴻巣地域 (鴻巣市)	鴻巣市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,195ha (農用地面積 2,852ha)	
	深谷地域 (深谷市)	深谷市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 11,906ha (農用地面積 5,727ha)	
	上尾地域 (上尾市)	上尾市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,023ha (農用地面積 497ha)	
	越谷地域 (越谷市)	越谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 3,155ha (農用地面積 828ha)	
	入間地域 (入間市)	入間市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,200ha (農用地面積 777ha)	
	桶川地域 (桶川市)	桶川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,709ha (農用地面積 608ha)	
	久喜地域 (久喜市)	久喜市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 6,271ha (農用地面積 2,966ha)	

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦 地帯	北本地域 (北本市)	北本市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,261ha (農用地面積 462ha)	
	富士見・ふじみ野地域 (富士見市)	富士見市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,692ha (農用地面積 633ha)	
	(ふじみ野市)	ふじみ野市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,128ha (農用地面積 454ha)	
			総面積 564ha (農用地面積 179ha)	
	蓮田地域 (蓮田市)	蓮田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,094ha (農用地面積 867ha)	
	坂戸地域 (坂戸市)	坂戸市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,033ha (農用地面積 1,126ha)	
	幸手地域 (幸手市)	幸手市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,819ha (農用地面積 1,418ha)	
	鶴ヶ島地域 (鶴ヶ島市)	鶴ヶ島市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 918ha (農用地面積 308ha)	
	日高地域 (日高市)	日高市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,955ha (農用地面積 777ha)	
	吉川地域 (吉川市)	吉川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,417ha (農用地面積 1,138ha)	
	白岡地域 (白岡市)	白岡市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,947ha (農用地面積 933ha)	
	伊奈地域 (伊奈町)	伊奈町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 910ha (農用地面積 244ha)	
	三芳地域 (三芳町)	三芳町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,234ha (農用地面積 475ha)	
	毛呂山地域 (毛呂山町)	毛呂山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,614ha (農用地面積 399ha)	
	滑川地域 (滑川町)	滑川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,625ha (農用地面積 600ha)	
嵐山地域 (嵐山町)	嵐山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,783ha (農用地面積 583ha)		

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦 地帯	小川地域 (小川町)	小川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,264ha (農用地面積 571ha)	
	川島地域 (川島町)	川島町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,847ha (農用地面積 1,999ha)	
	吉見地域 (吉見町)	吉見町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,677ha (農用地面積 1,410ha)	
	鳩山地域 (鳩山町)	鳩山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,570ha (農用地面積 341ha)	
	美里地域 (美里町)	美里町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,634ha (農用地面積 1,100ha)	
	神川地域 (神川町)	神川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,626ha (農用地面積 841ha)	
	上里地域 (上里町)	上里町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 2,545ha (農用地面積 1,060ha)	
	寄居地域 (寄居町)	寄居町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,598ha (農用地面積 1,250ha)	
	宮代地域 (宮代町)	宮代町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,229ha (農用地面積 562ha)	
	杉戸地域 (杉戸町)	杉戸町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,533ha (農用地面積 1,338ha)	
松伏地域 (松伏町)	松伏町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,359ha (農用地面積 569ha)		
平坦地帯合計			総面積 161,937ha (農用地面積 65,560ha)	
山間 地帯	秩父地域 (秩父市)	秩父市のうち都市計画法の用途地域、国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 6,690ha (農用地面積 1,010ha)	
	飯能地域 (飯能市)	飯能市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,629ha (農用地面積 418ha)	
	越生地域 (越生町)	越生町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,158ha (農用地面積 243ha)	

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
山間 地帯	ときがわ地域 (ときがわ町)	ときがわ町のうち規模の大きな 森林を除いた区域	総面積 1,783ha (農用地面積 322ha)	
	横瀬地域 (横瀬町)	横瀬町のうち都市計画法の用途 地域及び規模の大きな森林を除 いた区域	総面積 841ha (農用地面積 119ha)	
	皆野地域 (皆野町)	皆野町のうち都市計画法の用途 地域及び規模の大きな森林を除 いた区域	総面積 1,612ha (農用地面積 236ha)	
	長瀬地域 (長瀬町)	長瀬町のうち規模の大きな森林 を除いた区域	総面積 900ha (農用地面積 146ha)	
	小鹿野地域 (小鹿野町)	小鹿野町のうち規模の大きな森 林を除いた区域	総面積 2,971ha (農用地面積 460ha)	
	東秩父村地域 (東秩父村)	東秩父村のうち規模の大きな森 林を除いた区域	総面積 931ha (農用地面積 166ha)	
山間地帯合計			総面積 20,515ha (農用地面積 3,120ha)	
埼玉県合計			総面積 182,452ha (農用地面積 68,680ha)	

(令和5年現在)

※ 各市町村の農用地面積は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査を勘案し、耕地面積及び市街化区域内農地面積等から算出したものである。埼玉県合計は、この面積を合計したものである。

※ 指定予定地域の規模は、小数点第一位を四捨五入して記載しているため、その合計と地帯ごとの合計や埼玉県合計の数値が一致しない場合がある。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者が収益性の高い農業を営むために必要な生産性の向上を図るとともに、地域計画における協議や農業委員・農地利用最適化推進委員による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を通じた経営規模の拡大等による農業構造の改善を促進することを基本として、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しながら進める。

農業生産基盤の整備に当たっては、今までどおり、環境との調和への配慮を行うとともに、低コストな整備手法を導入し担い手への農地の集積・集約化を促進する。また、中山間地域における農業生産基盤と生活環境を確保するための施策の一体的な整備や都市化の進展に対応したほ場整備事業における非農用地区域の設定など、地域に即した整備手法を活用する。

田については、高性能大型機械を効率的に利用できるよう大区画ほ場の整備を促進するとともに、基幹排水路や暗きょ排水施設を計画的に整備し、水田の汎用化と高度利用化を推進していくものとする。畑については、区画整理を行うとともに、通作条件、農業用排水施設を総合的に整備していくものとする。また、農業用排水路や揚排水機場などの農業水利施設は、埼玉農業を支えるだけでなく県土を保全するためにも重要なものであることから、ストックマネジメントの考え方に基づいた計画的な更新整備を進める。農業用ため池については、決壊により人的被害等が想定されるものを防災重点農業用ため池に指定し、調査の結果、危険と判断された施設について防災工事等を進めていく。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の方向を示せば次のとおりである。

#### 2 農業地帯別の構想

##### (1) 平坦地帯

###### ア 田の整備

(ア) 水利条件については、原則として用排分離による汎用耕地化を基本目標とし、機械化による一貫作業体系、田畑輪換及び水利用の合理化を前提とし、ほ区単位の水管理が可能となるよう整備を推進する。このため、中川水系、荒川水系、利根川上流等の主要水系地域の基幹農業用排水施設の更新・整備を図るとともに、末端の用排水路はほ場整備に併せて更新・整備を行う。

(イ) 高性能機械の導入による生産性の向上及び地域の意欲ある多様な農業者への農地の集積・集約化に資する大区画ほ場の整備を進める。

(ウ) 通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、密度等を考慮して整備を行う。

(エ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手

農家の育成を図る。

#### イ 畑の整備

- (ア) 基本的には、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を進めていくものとする。
- (イ) 沖積地の自然堤防上に広がる畑については、田との混在がかなり広範に及んでいることから、田の整備と併せて畑の整備を進める。
- (ウ) 洪積台地の畑については、干ばつ被害の解消と、野菜など多彩な品目の振興に備え、農業用排水施設等の整備を区画整理と併せて広範に進める。
- (エ) 野菜作付等が行われている畑地の農道については、品質の向上、集出荷の円滑化を図るため舗装を積極的に進める。
- (オ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

#### ウ 樹園地の整備

- (ア) 畑の整備と同様に基本的には、生産性向上のため主に区画整理の実施及び農道の整備を進める。
- (イ) 散在している茶園、果樹園等の樹園地については、第1の3の農業上の土地利用の基本的方向に沿って、農地の集積・集約化を進める。
- (ウ) 現在、樹園地として利用され、将来もその利用を促進しようとする地帯は、用水が不足していることから、かんがい、防除等の用水確保を図るため、畑地のかんがい施設と併せて用水施設の整備を進める。
- (エ) 通作条件整備については、果物の荷いたみ防止を図るため、舗装を積極的に進める。
- (オ) 区画整理等を契機として、農地の集積・集約化を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

#### エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の変化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の補修・更新を図る。

### (2) 山間地帯

#### ア 田の整備

- (ア) 本地帯の田の排水は比較的良好であるが、用水施設が整備されていない地域が多いため、ため池などの用水施設の整備を進める。
- (イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

#### イ 畑の整備

- (ア) 基本的には生産性の向上のため通作条件整備を主体に進める。
- (イ) 用水の再編を行うとともに、畑地かんがいを中心とする用水施設の整備を進める。

(ウ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

#### ウ 樹園地の整備

(ア) 畑と同様に基本的には通作条件整備を主体に進める。

(イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

#### エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の変化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の補修・更新を図る。

### 3 広域整備の構想

#### (1) 用排水改良

##### ア 西部荒川下流地域

本地域は、荒川本川、入間川等の流域に展開する田、畑を対象としてほ場整備及び排水路や排水機場の整備を進めるとともに、既存の用排水施設の補修・更新整備を進める。

##### イ 北部利根川地域

本地域は、神流川、利根川上流、小山川、福川等の流域で、田は沖積地、畑は洪積地と比較的はっきり区別される地域である。児玉地域においては、完了後の国営事業に関連して用排水施設の補修・更新整備を進める。

##### ウ 北部荒川中流地域

本地域は、荒川中流沿いの台地であり、国営農地防災事業及び国営付帯県営農地防災事業により地域の幹線用水路の整備を進める。また、荒川中部土地改良区の管理区域内は、現在実施中の国営事業に関連して用排水施設の補修・更新整備を進める。

##### エ 東部中川地域

本地域は北側は利根川、東側は江戸川、南側は綾瀬川に囲まれた市町を含む地域で、沖積地が地区の大半を占め、畑は洪積台地の一部と自然堤防上に点在している。このため本地域における用排水改良は、田を中心に進められており、用水は利根川及び江戸川からの取水がそのほとんどを占め、排水はその全域が中川に集水される。用水については、見沼代用水は埼玉合口二期事業により整備され、葛西用水や江戸川右岸用水等は利根中央事業により整備された。今後は、幹線排水路の更新、整備を進めるとともに、排水改良による湛水被害の除去、湿田の乾田化、ほ場整備等の実施による耕地の大区画化進め、高能率機械による営農を可能にする。

#### (2) 通作条件の整備

##### ア 平坦地帯

本地域は、中川水系、荒川水系及び利根川上流地域にまたがる洪積、沖積地であり、田を主体として畑及び樹園地が混在している地域であり、都市化に伴う一般交通の増大による影響により、農耕車の運行等が阻害されている現状にある。

今後は高性能機械の導入に併せつつ、営農体系に則した通作条件の整備を進める。

#### イ 山間地帯

本県の山間丘陵地域は、荒川上流地域及び支流の山間地帯にわたり小規模団地の樹園地等が多く造成され、団地別に耕作道が設置されているが、相互間の連絡道路が整備されていない。今後これら地域を一体としての集団営農団地を構成し、集出荷施設の導入とスマート農業の推進を図り、生産から集出荷までの諸作業の省力化を促進するため、これらを結ぶ通作条件を整備し、併せて山間地帯の農村の生活環境を整備する。

### (3) ほ場整備

農業施策の牽引者となりうる担い手を育成し、農地の集積・集約化を進めるためには、ほ場の整備が必要である。基幹的用水施設は、国営事業等により整備が進んでいることから、排水路整備と併せてほ場整備を推進する。特に、一反区画整備においては、通作条件の整備、農地の集積・集約化に主眼をおいた整備を推進する。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1 農用地等の保全の方向

#### (1) 農用地等の保全の必要性

農業従事者の高齢化、減少等により荒廃農地が増加するなど、農用地等のかい廃が進んでいる。荒廃農地は、当該農用地等で農業生産が行われないほか、近隣の農用地等の農業生産に悪影響を与え、地域の営農環境に大きな影響を及ぼすばかりでなく、良好な田園風景を阻害するなどの悪影響がある。また、農村の集落機能の弱体化は、集落組織等が担っていた農用地等の保全管理機能の低下を引き起こしている。

農用地等は、最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。したがって、将来にわたり、安全な食料を安定的に供給するとともに、農業の有する多面的機能を発揮していくためには、荒廃化等による農用地等のかい廃を防ぎ、国内の農業生産に必要な農用地等を営農に適した良好な状態で保全するとともに、その有効利用を図っていくことが必要である。

また、山間地帯では、平坦地帯に比べ農業の生産条件が不利であることから、平坦地に比べ荒廃農地の割合が高くなるなど、農用地等の適切な保全管理を行うことが特に困難になってきている。

こうした中であって、山間地帯は、河川等の上流域に位置し、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業生産活動による多面的機能の発揮を通じて下流域の住民の生活基盤を守る防波堤として重要な役割を担っていることから、農用地等の保全が図られるよう努める。

#### (2) 農用地等の保全の基本的方向

農業地帯ごとの農用地等の保全の基本的方向については、以下のとおりである。なお、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想を策定した市町村においては、地域計画に基づき、農用地等の有効利用を進めつつ、保全を図ることを基本とする。

##### ア 平坦地帯

ほ場整備等が行われていない集団的に存在する農用地等については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により高収益で効率的な農業が営まれることが望ましいことから、農地中間管理機構との連携を図りつつほ場整備等の農業生産基盤の整備を通じて、農地の集積・集約化等を促進することにより、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の活用に努める。

集落内に介在する農用地等については、地域住民の合意を形成しながら農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進するとともに、市民農園の整備や学校ファーム、福祉農園としての活用等の取組を通じて、荒廃農地の活用を図ることなどにより、農用地等の保全を図る。

## イ 山間地帯

山間地帯においては、地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利であることから、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を図るとともに、生産条件の不利を補正するための支援等の取組を通じて、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の活用を図るものとする。また、山間地帯においては、過疎化や高齢化の進行により、農業従事者が減少していることから、第9に定める方向に基づき農山村の生活環境の整備を促進すること等により、農業従事者を確保するとともに農用地等の保全を図る。

## 2 農用地等の保全のための事業

### (1) 農業生産基盤の整備

荒廃農地の発生防止、解消・活用を図るためには、農業生産基盤の整備により、生産性の向上を図ることが重要である。特に、山間地帯は、農業生産基盤の整備の立ち遅れをはじめとして、平坦地帯に比べ営農条件が厳しいことから、この整備を促進することにより、営農条件の改善を図ることが重要である。

このため、第3に掲げる方向に基づき、地域の農業の特性に応じたほ場整備事業、かんがい排水事業等を実施するなど、農業生産基盤の整備に努める。

### (2) 農地等の保全管理

自然災害等から農地等を保全するため、第3に掲げる方向を踏まえて、以下の対策を講ずる。

平坦低湿地においては、都市化の進展など地域条件の変化により排水条件が悪化し、浸水被害が発生している地域を対象に排水路や排水機場等を整備するとともに、地盤沈下により低下した機能の復旧及び農業用施設の被害を復旧するための用排水施設の整備を図る。

防災重点農業用ため池については、地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価を実施し、対策等が必要な施設について防災工事等を進めていく。

## 3 農用地等の保全のための活動

### (1) 担い手への集積・集約化の促進

農地中間管理事業の積極的な活用により農地の流動化の促進を図り、認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化を促進する。

特に本県の場合は、地価が高く農地の資産的保有の傾向が強いことから、賃貸借等に加えて、農作業受委託も一つの手段と考える。

また、担い手が不足している地域においては、地域計画の協議結果などの地域の意向を踏まえ企業等の農業参入を進める。

### (2) 農用地等の保全管理の支援

住宅介在農地など、担い手への農地の集積・集約化が困難な荒廃農地は、市民農

園や景観形成作物の栽培など地域の状況に合わせた活用を支援する。

また、多面的機能支払制度を通じて、農用地・水路・農道等の基礎的な保全活動など共同活動を支援するとともに、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援する。

### **(3) 山間地帯の農用地等の保全活動**

山間地帯における農業の生産条件の不利補正を通じて荒廃農地の発生防止と解消を図る中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援する。

また、集落協定や集落団体等による荒廃農地の発生防止等の活動や農業用排水路、農道等の管理活動については、中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定や、基金を生かしこれらの活動を促進することにより、農用地等の保全を図る。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

#### (1) 平坦地帯

農用地等を将来にわたって有効に活用していくためには、地域計画における協議や農業委員・農地利用最適化推進委員による認定農業者等の担い手を主体とした農地の集積・集約化を促進することにより、農業経営の規模拡大を実現し、生産性の向上と農業の体質強化を図ることが重要である。

このため、農地中間管理事業を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の流動化を促進する。

米麦を中心とする土地利用型農業については、地域計画の実現等に向けたブラッシュアップを図るための協議により、担い手への農地の集積・集約化とそれに応じた適切な基盤整備、荒廃農地の解消を促進するとともに、裏作の導入等による農用地の高度利用を推進する。

また、集落営農等を見据えた農作業の共同化や機械・施設の有効利用等を図り、地域全体として土地利用の高度化と生産コストの低減を促進する。さらに耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等についても配慮する。

野菜を中心とする集約型農業については、収穫、出荷等に多くの労働力を要することから、機械化と先端技術の活用、共同選果などによる作業の効率化、農業労働の支援システムの活用による快適な農作業環境の整備などを推進する。併せて、病害虫による生産リスクの低減や、労力を効率的に配分する輪作体系を確立するほか、高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等により、生産規模拡大を推進する。

#### (2) 山間地帯

本地帯は、広大な森林に囲まれ集団的な農地が少ないことから、一部の地域を除き、農地の流動化による大規模な土地利用型農業を展開することは困難である。このため、施設園芸などによる農地の高度利用や生産技術の向上、高齢者の知識や労働力の活用などを図りつつ、多彩な農産物の生産や加工品の開発とその販路の開拓、販売方式の確立を図る。

また、観光資源の存在及び多数の観光客の来訪という本地帯の特性を活かした観光農業を育成する。

## 2 目標経営モデル

県内各地域の特性を考慮した34例の目標経営モデルを示すと次のとおりである。

＜モデル策定の前提条件＞

- 所得目標：主たる従事者1人当たり、560万円
- 労働時間：主たる従事者1人当たり、1,800時間程度
- 基幹農業従事者：家族2人を基準

営農類型	経営規模
<1> 主穀単一  基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻単作=7ha 水稻・麦=4ha 大豆・麦=6ha 麦単作 =2ha 大豆単作=1ha 作業受託=8ha  〈経営規模〉 20ha
<2> 主穀単一 (組織法人経営)  基幹従事者 6人	〈作付面積等〉 水稻単作=23ha 水稻一麦=10ha 大豆一麦=27ha もち加工=5t 作業受託 100ha  〈経営規模〉 水田 60ha
<3> 主穀単一 (集落営農経営)  基幹従事者 出役料金 1,500円/時間(10人の出役を想定)	〈作付面積等〉 水稻単作=9ha 水稻一麦=1ha 飼料稲一麦=5ha 麦単作=10ha 大豆単作=5ha  〈経営規模〉 30ha (集落全体を借地とする)

営農類型	経営規模
<p>〈4〉 主穀・露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉            水稻-大麦=5.5ha            大豆-麦=5.0ha            ブロッコリー                (秋) =1.3ha                (春) =0.2ha</p> <p>〈経営規模〉 12ha</p>
<p>〈5〉 主穀・水産食用養殖複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉            水稻=5.5ha            大豆-小麦=4.0ha            ホンモロコ (養殖池) =0.5ha</p> <p>〈経営規模〉 10ha</p>
<p>〈6〉 施設きゅうり露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉            促成きゅうり=2,000 m<sup>2</sup>            抑制きゅうり=2,000 m<sup>2</sup>            越冬きゅうり=2,000 m<sup>2</sup>            半促成きゅうり=2,000 m<sup>2</sup>            冬ブロッコリー=1.0ha</p> <p>〈経営規模〉            低コスト耐候性ハウス 4,000 m<sup>2</sup></p>
<p>〈7〉 施設トマト・露地野菜複合</p> <p>基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉            促成トマト=2,000 m<sup>2</sup>            高糖度トマト=1,000 m<sup>2</sup>            秋冬ブロッコリー=1ha</p> <p>〈経営規模〉            低コスト耐候性ハウス 3,000 m<sup>2</sup>            普通畑 1ha</p>

営農類型	経営規模
<p>&lt;8&gt; 施設トマト（直売）  基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成トマト=1,000 m<sup>2</sup> 抑制トマト=1,000 m<sup>2</sup> 半促成きゅうり=1,000 m<sup>2</sup> ほうれん草=0.2ha ブロッコリー=0.2ha ねぎ=0.2ha さといも=0.2ha スイートコーン=0.3ha</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 2,000 m<sup>2</sup> 普通畑 1 ha</p>
<p>&lt;9&gt; 施設軟弱野菜  基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 こまつな=延 3,000 m<sup>2</sup> みずな=延 3,000 m<sup>2</sup> 水耕ほうれんそう=延 16,000 m<sup>2</sup> 水耕ルッコラ=延 16,000 m<sup>2</sup></p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000 m<sup>2</sup> 養液栽培装置 2,000 m<sup>2</sup></p>
<p>&lt;10&gt; 施設いちご・主穀複合  基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成いちご=2,000 m<sup>2</sup> 高設栽培いちご（摘み取り体験用）=1,000 m<sup>2</sup> いちご苗生産=40,000 株 水稻=2.0ha</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000 m<sup>2</sup> 水田 2ha</p>
<p>&lt;11&gt; 露地野菜・ほうれんそう複合  基幹従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 ほうれんそう=1.1ha みずな=1.8ha さといも=0.7ha 緑肥作物=1 ha</p> <p>〈経営規模〉 2ha</p>

営農類型	経営規模
<p>&lt;12&gt;            ブロッコリー・スイートコーン複合            基幹従事者 2人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;            春ブロッコリー=1.5ha            (二重トンネル栽培 0.5ha)            (一重トンネル栽培 1.0ha)            秋冬ブロッコリー=2.2ha            スイートコーン=2.0ha            (トンネル栽培 1.0ha)            (露地栽培 1.0ha)</p> <p>&lt;経営規模&gt;            普通畑 3.5ha</p>
<p>&lt;13&gt;            ねぎ・にんじん複合            基幹従事者 2人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;            ねぎ(冬まき)=1.5ha            ねぎ(春まき)=1.5ha            人参(冬まき)=1.0ha            水稻(普通植)=1.5ha</p> <p>&lt;経営規模&gt;            4.5ha</p>
<p>&lt;14&gt;            葉物単一            基幹従事者 2人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;            こまつな=5.4ha (0.9ha, 6作)            みずな=1.8ha (0.3ha, 6作)            ベカナ =0.5ha</p> <p>&lt;経営規模&gt;            1.7ha</p>
<p>&lt;15&gt;            なし単一            基幹従事者 2人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;            幸水= 0.7ha            簡易被覆栽培 0.2ha            普通栽培 0.5ha            彩玉= 0.1ha            豊水= 0.2ha            晩生品種(新高、あきづき、王秋) = 0.2ha</p> <p>&lt;経営規模&gt;            1.2ha</p>

営農類型	経営規模
<p data-bbox="212 208 276 241">&lt;16&gt;</p> <p data-bbox="212 253 355 286">ぶどう単一</p> <p data-bbox="212 353 435 387">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 208 882 241">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="722 253 946 286">露地ぶどう 0.5ha</p> <p data-bbox="722 297 978 331">雨除けぶどう 0.5ha</p> <p data-bbox="722 342 1010 376">施設加温ぶどう 0.2ha</p> <p data-bbox="722 454 866 488">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="738 499 802 533">1.2ha</p>
<p data-bbox="212 600 276 633">&lt;17&gt;</p> <p data-bbox="212 645 339 678">茶（個人）</p> <p data-bbox="212 745 435 779">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 600 882 633">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="722 645 1090 678">乗用型摘採機管理茶園 3.8ha</p> <p data-bbox="722 689 914 723">通常茶園 0.2ha</p> <p data-bbox="722 734 914 768">やぶきた 2.0ha</p> <p data-bbox="722 779 946 813">さやまかおり 1.0ha</p> <p data-bbox="722 824 946 857">ふくみどり 0.6ha</p> <p data-bbox="722 869 946 902">ほくめい 0.4ha</p> <p data-bbox="722 981 866 1014">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="754 1025 802 1059">4ha</p>
<p data-bbox="212 1133 276 1167">&lt;18&gt;</p> <p data-bbox="212 1178 339 1211">茶（法人）</p> <p data-bbox="212 1279 451 1312">基幹従事者 5人</p>	<p data-bbox="722 1133 882 1167">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="722 1178 1090 1211">乗用型摘採機管理茶園 13.0ha</p> <p data-bbox="722 1223 914 1256">通常茶園 2.0ha</p> <p data-bbox="722 1267 914 1301">やぶきた 7.0ha</p> <p data-bbox="722 1312 978 1346">さやまかおり 3.5ha</p> <p data-bbox="722 1357 978 1391">ふくみどり 3.0ha</p> <p data-bbox="722 1402 978 1435">ほくめい 1.5ha</p> <p data-bbox="722 1514 866 1547">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="754 1559 818 1592">15ha</p>
<p data-bbox="212 1666 276 1700">&lt;19&gt;</p> <p data-bbox="212 1711 323 1744">しいたけ</p> <p data-bbox="212 1812 419 1845">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="722 1666 882 1700">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="722 1711 1026 1744">植菌原木本数 30,000本</p> <p data-bbox="722 1756 1058 1789">用役ほだ木本数 85,600本</p> <p data-bbox="722 1868 866 1901">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="722 1912 962 1946">フレーム 2,268㎡</p> <p data-bbox="722 1957 882 1991">ほだ場 35a</p>

営農類型	経営規模
<p data-bbox="209 210 272 237">&lt;20&gt;</p> <p data-bbox="209 255 347 286">こんにゃく</p> <p data-bbox="209 349 437 380">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 210 890 237">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 255 842 286">こんにゃく</p> <p data-bbox="740 304 1299 336">1年生 0.5ha、2年生 1.6ha、3年生 0.6ha</p> <p data-bbox="711 353 906 385">こんにゃく加工</p> <p data-bbox="740 403 906 434">生玉 4,900kg</p> <p data-bbox="724 497 858 528">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="753 546 820 577">2.7ha</p>
<p data-bbox="209 602 272 629">&lt;21&gt;</p> <p data-bbox="209 647 272 678">酪農</p> <p data-bbox="228 696 365 728">(加工含む)</p> <p data-bbox="209 790 437 822">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 602 890 629">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 647 769 678">生産</p> <p data-bbox="740 696 970 728">常時搾乳牛 37頭</p> <p data-bbox="740 745 1043 777">飼料生産 延べ 8.5ha</p> <p data-bbox="711 795 769 826">加工</p> <p data-bbox="740 844 1034 875">アイスクリーム 7000L</p> <p data-bbox="711 938 874 969">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="711 987 874 1019">経産牛 40頭</p> <p data-bbox="711 1037 874 1068">育成牛 19頭</p> <p data-bbox="711 1086 874 1117">飼料畑 5.0ha</p> <p data-bbox="711 1135 1123 1167">アイスクリーム製造 5万6千食</p>
<p data-bbox="209 1184 272 1211">&lt;22&gt;</p> <p data-bbox="209 1229 298 1261">肉用牛</p> <p data-bbox="209 1323 437 1355">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 1184 890 1211">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 1229 1066 1261">黒毛和種 出荷頭数 39頭</p> <p data-bbox="711 1279 1066 1310">交雑種 出荷頭数 129頭</p> <p data-bbox="724 1373 858 1404">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="711 1422 900 1453">肉用牛 250頭</p>
<p data-bbox="209 1476 272 1503">&lt;23&gt;</p> <p data-bbox="209 1520 419 1552">養豚 (加工含む)</p> <p data-bbox="209 1615 437 1646">基幹従事者 2人</p>	<p data-bbox="724 1476 890 1503">〈作付面積等〉</p> <p data-bbox="711 1520 823 1552">年間肉豚</p> <p data-bbox="740 1570 986 1601">出荷頭数 1,700頭</p> <p data-bbox="740 1619 1145 1650">加工 ハム・ソーセージ 280kg</p> <p data-bbox="724 1713 858 1744">〈経営規模〉</p> <p data-bbox="711 1762 842 1794">豚 950頭</p> <p data-bbox="724 1812 900 1843">(種雌豚 80頭)</p> <p data-bbox="724 1861 890 1892">(種雄豚 6頭)</p> <p data-bbox="724 1910 979 1942">(育成・肉豚 864頭)</p>

営農類型	経営規模
<24> 養 鶏  基幹従事者 2人	<作付面積等> 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 出荷 205,033kg 産地直売 87,872kg  <経営規模> 採卵鶏 21,000羽
<25> 洋ラン  基幹従事者 2人	<作付面積等> ファレノプシス 1,000㎡  <経営規模> 低コスト耐候性ハウス 1,000㎡
<26> 鉢物・苗物  基幹従事者 2人	<作付面積等> 苗物 (パンジー、ニチニチソウ等) 7,260㎡鉢物 (シクラメン、キク等) 2,904㎡  <経営規模> 低コスト耐候性ハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡
<27> ユリ  基幹従事者 2人	オリエンタルハイブリッドリリー  <経営規模> 低コスト耐候性ハウス 5,000㎡
<28> 宿根アスター  基幹従事者 2人	<作付面積等> 宿根アスター 1.5ha  <経営規模> パイプハウス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha
<29> バラ  基幹従事者 2人	<作付面積等> バラ切花 4,000㎡  <経営規模> 低コスト耐候性ハウス 4,000㎡

営農類型	経営規模
<30> 植木・苗木 基幹従事者 2人	<作付面積等> アジサイ 2,000 m <sup>2</sup> アベリア 1,200 m <sup>2</sup> ウツギ 1,000 m <sup>2</sup> コデマリ 1,200 m <sup>2</sup> その他 6,600 m <sup>2</sup>  <経営規模> 育苗ハウス 1,000 m <sup>2</sup> 普通畑 1.1ha
<31> 花木鉢物 基幹従事者 3人	<作付面積等> ウメ 130a マユミ 140a その他 180a  <経営規模> パイプハウス 1,000 m <sup>2</sup> 鉄骨ハウス 1,300 m <sup>2</sup> 植木畑 4.2ha
<32> キンギョ養殖 基幹従事者 2人	<作付面積等> 小赤生産 0.3ha 更紗和金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha  <経営規模> 養殖池 1.0ha
<33> 山間観光農業 基幹従事者 2人	<作付面積等> 雨よけぶどう 60a 露地ぶどう 40a いちご 2,000 m <sup>2</sup>  <経営規模> ぶどう 1.0ha いちご 低コスト耐候性ハウス 2,000 m <sup>2</sup>

営農類型	経営規模
<34> 都市観光農業  基幹従事者 2人	<作付面積等> ぶどう 0.6ha ブルーベリー 0.4ha キウイフルーツ 0.2ha さつまいも 0.3ha スイートコーン 0.1ha 枝豆 0.1ha だいこん 0.1ha  <経営規模> 樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha

### 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策

2の目標経営規模を実現するため、次のような対策を講ずる。

- (1) 多様化する新規就農希望者を対象に、その技術・経営能力の向上を図るため、県農業大学校の教育や研修機能を充実するとともに、市町村や農協、農業委員会など関係機関・団体が一体となって研修等の支援を行う。
- (2) 認定農業者等の意欲ある農業経営体に対しては、栽培技術や経営改善、農産物の販売方法の確立など必要な支援を実施し、農業の担い手としての経営力の向上を図る。
- (3) 法人化を志向する農業経営体に対しては、現状の農業経営の分析に基づき、経営指導や情報提供を行うなど状況に応じた支援を実施し、経営の高度化を図る。
- (4) 意欲ある農業者の創意工夫や自主性による農業経営の発展に資するため、農業制度資金や各種補助事業等の利用拡大を図る。
- (5) 担い手への農地の集積・集約化を進めるため、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの関係機関・団体が連携し、農地流動化施策を総合的に推進する。
- (6) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進し、作業の「省力化」・「効率化」、技術・知識の「見える化」を図る。
- (7) 生産性の維持・向上を図り、かつ農地の有効利用を促進するため、地域農業関係者の自主的組織を活用した合意形成による農作業受委託を促進するとともに、農業機械や農業施設を使用する作業については共同利用を推進し、効率的な農作業の実現を図る。
- (8) 大消費地を抱える農業県という側面を持つ本県の強みを活かして地産地消を一層推進するため、消費者が新鮮で安全・安心な県産農産物を身近で購入できるよう、また、生産者にとっては地域の消費者ニーズをとらえ販路拡大につながる生産ができるよう支援する。
- (9) 全国有数の食料品製造品出荷額を誇る本県の強みを活かし、収益性の高い農業経営体の育成を図るため、付加価値の向上や販路拡大に向けて農業の6次産業化や農商工連携を促進する。

- (10) 観光農園の整備、都市との連携やふれあいを通じて地域の活性化を促進する。
- (11) 野生鳥獣の生息域の拡大に伴い増加した農業被害を防止するため、他県を含めた広域的な連携を図るとともに、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。
- (12) 地域農業の振興において、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの果たす役割が大きいことから、それぞれの組織の機能が高度に発揮できるよう関係機関・団体との連携を進める。

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県農業は、今後、土地利用型農業の規模拡大、集約型農業における高度技術の導入、特産品の育成、地球温暖化対策等を推進しながら、作目ごとに需要に応じた高品質、低コスト生産に取り組み、地域の特色に応じた競争力のある産地づくりを進めるものであるが、34例の経営モデルが示すような多彩な農業を展開していく上で、生産、流通、加工、販売、情報等の機能の計画的な整備が必要である。

今後の農業技術、生産体制のあり方も含め、農業近代化施設の整備方針を地帯別、重点作物別に示すと次のとおりである。

### 1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

#### (1) 平坦地帯

この地帯の重点作物としては、米・麦・大豆、野菜、果樹、花・植木、茶、畜産があり、今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

##### ア 米・麦・大豆

主食用米の需要量は、昭和30年代後半以降、一貫して減少傾向にある。平成27年以降は、年10万トン程度減少する傾向となっており、今後も人口減少等により、中長期的に同様の傾向が続くものと予測されている。

したがって継続的な主穀作経営を可能とするためには、省力・低コスト生産技術や能率のよい機械や施設の導入を推進し、収益の最大化を図る必要がある。

このため、高性能低燃費機械の導入や大型機械化体系の確立、新たな資材費低減技術の普及促進、地域共同利用施設であるカントリーエレベーターやライスセンターの積極的な活用などにより生産コストの低減を推進する。

さらに、担い手への農地の集積・集約化や作業委託を推進し、ほ場区画の拡大など条件の改善を行い、農作業の効率化を図る。

また、麦・大豆の高品質化と収量の増加を図るとともに、需要に応じた米の生産を推進し、安定した農業経営の確立を図る。

##### イ 野菜

新鮮、良質かつ安全な野菜を安定的かつ計画的に供給するとともに、生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産量、販売額、消費量を高める取組を支援するとともに、多様化するニーズに対応した野菜生産を推進する。

生産の省力化及び最適化を図るため、露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、雇用労力の活用等を推進する。

また、多様化・細分化する実需者ニーズへの迅速な対応及び収穫後の調製・選別労力の大幅な削減を図るため、収穫後から出荷までの機械化・自動化を促進するとともに、集出荷施設等の整備を行う。

さらに、新たな野菜産地の育成に向け、農商工連携による新たな需要の開拓に取り組むとともに、県内の食品製造業者等が求める品目や品種、規格などに応じ

た生産・安定供給ができる産地の育成、流通・販売体制の整備を促進する。

また、鮮度・味・安心感を求める消費者の要望に対応するため、直売の推進・拡大を図る。

#### ウ 果 樹

生産性の高い果樹園経営を育成するため、省力化に向けた栽培技術や機械・施設の導入、優良品種の導入、低温の貯蔵技術の導入による出荷期間の拡大などを推進する。

また、農協系統を核とした生産、消費動向に関する情報システムの確立を図り、これを活用した生産出荷体制を確保するため、共同利用施設(集出荷施設、貯蔵施設等)の再編整備を促進する。

#### エ 花・植木

多様な消費者ニーズや担い手の減少、高齢化に対応できる生産供給体制を確立するため、生産安定を図るための高温対策技術、省力化等を図るためのスマート農業技術や生産コストの低減に資する省エネ技術を活用した生産施設の整備を推進する。

また、コスト低減に資する集出荷調整施設等の共同利用施設の整備を促進する。

#### オ 茶

乗用型管理機械及び防霜施設などの生産基盤の整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。

また、新たな需要に即した製品の開発や製茶農家と生葉生産農家を有機的に結びつけた共同利用加工施設の整備を促進し、茶業経営の合理化・安定化を図る。

#### カ 畜 産

生産性の向上や経営安定を図るため、都市環境と調和を図り、ICT等を活用したスマート畜産による省力化や優良家畜の確保、自給飼料の増産等を推進する。

畜舎整備に当たっては、野生動物の侵入防止対策を講じるなど防疫対策に重点を置きながら、混住化の進展などを踏まえ周辺環境に配慮する。また、安心・安全な畜産物の提供のため、農場 HACCP 方式に基づく飼養衛生管理施設の整備など、衛生管理の高度化と近代化を推進する。なお、家畜排せつ物処理施設の整備に当たっては、臭気対策など周辺環境に配慮するとともに、適正管理と一層の利用促進のため、耕種農家のニーズに応じた処理施設の整備を推進する。

また、自給飼料生産に立脚した畜産経営を拡大するため、飼料生産集団への支援や畜産農家と耕種農家の連携支援により国産飼料を安定的に生産・供給できる体制の整備を推進する。

### (2) 山間地帯

この地帯の重点作物としては、野菜、果樹、花・植木、茶、こんにゃく、養蚕、畜産があり、今後における農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

## ア 野菜

整備の方針は平坦地帯と同様であるが、農用地の高度利用を図るための農業施設の利用を促すとともに、特に地場野菜産地の強化を図る。

## イ 果樹

くり、ぶどうなど地域に適した果樹産地が形成されてきているが、さらにこれを発展させるため、地域特産果樹として観光農業の主力品目に位置付け、生産販売体制の整備を図る。

## ウ 花・植木

整備の方針は平坦地帯と同様である。

## エ 茶

高性能機械及び荒茶加工施設の統合整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。また、仕上げ加工施設の整備促進と直売を中心とした販売体制の確立を進め、経営の安定化を図る。

## オ こんにゃく

未利用農地等を活用した輪作体系を確立し、生産性の向上を図る。また、加工販売体制の整備を推進し、高付加価値化等を図る。

## カ 畜産

整備の方針は平坦地帯と同様である。

## 2 広域整備の構想

### (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等

米・麦・大豆の品質の高水準化と生産コストの低減及びロットを確保した販売を推進するため、穀類乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)、穀類乾燥調製施設(ライスセンター)等の地域基幹施設の利用を促進する。

また、こうした多くの穀物乾燥貯蔵施設等は老朽化が進んでいることから、計画的な改修や機能の強化を行い、長寿命化及び施設の再編を推進する。

### (2) 野菜集出荷施設

野菜の集出荷の円滑化と大型化を推進して市場への対応性を強化するため、広域的利用の集出荷施設を整備するとともに、多様化する実需者ニーズに対応するため、集出荷施設と一体的にパッケージセンター等の整備を促進する。

### (3) 果樹生産近代化施設

果樹産地の生産体制の強化を図り、集団営農用機械、施設の整備を促進する。また、多様化する消費者ニーズに的確に対応できる生産出荷体制を確立するため、近代的な集出荷施設等の整備を促進する。

### (4) 畜産物流関連施設

優良後継牛の確保による酪農・肉用牛経営の生産基盤強化を図るため、秩父高原

牧場の基盤整備と機能強化を行う。

また、畜産物の品質向上や流通合理化により畜産農家の収益向上を図るため、集送乳施設や食肉処理施設に HACCP に沿った衛生管理の徹底を促し、これに対応した施設整備を推進するとともに、流通合理化に即した再編整備も推進する。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

#### (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の状況

県では、農業大学校を設置し、農業実践を通して、新規就農や担い手育成のための基本技術や革新的技術、農業経営管理等の知識の習得を促進している。

また、埼玉県農林公社に設置されている青年農業者等育成センターでは、新たに就農しようとする青年等に情報の提供や相談活動を行うなど、就農支援業務を行っている。

さらに、県では農林公園を設置しており、農林業学習を通じて都市住民の農林業に対する理解を促進している。

このほか、市町村や農協等においても、農業研修センターなど各種施設を整備している。

#### (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

農業の持続的な発展を図っていく上では、経営感覚に優れた法人や青年農業者、女性農業者、高齢農業者、新規参入企業など、地域の実態に即した多彩な農業の担い手を確保していくことが必要である。

また、将来の農業の担い手を確保していく観点からは、農家子弟のみならず、新規参入者の就農の円滑化を促進していくことが必要である。あわせて、学童や都市住民の農業体験による農業への理解を醸成することにより、将来の新規参入者の裾野を広げていくことも重要である。

このため、農業者への農業関係の各種情報の提供を通じて、経営管理及び農業技術の向上を図るとともに、新規就農希望者への就農支援や都市と農村との交流等に必要な施設について、その計画的な整備を促進する。

### 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業技術・経営管理能力の向上を促進するため、県農業大学校において、本県農業の担い手にふさわしい技術・知識が習得できるよう必要な施設及び設備を整備するとともに、農業研修教育関連施設などの整備を促進する。

また、学童や都市住民の農業への理解を醸成するため、農山村での農作業や生活体験ができる農山村体験施設などの施設整備を促進する。

### 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

#### (1) 多彩な担い手の育成

##### ア 農業経営の法人化の推進

法人化を志向する農業経営体に対し、法人化のメリットなどの情報提供や税理士等の専門家による財務・労務管理指導等、法人化に向けた相談や経営分析を支援する。

## イ 認定農業者等への支援

農地集積や法人化、高度な技術の導入による生産性の向上など、認定農業者等の経営発展を重点的に支援する。

## ウ 女性農業者の活動の促進

女性農業者が持つ強みを生かした経営発展を目指し、次世代の経営者として育成するとともに、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進する。

また、地域のリーダーとして活躍できる女性農業者を育成するため、研修会等を開催するなど女性農業者の研鑽の機会を設ける。

さらに、農業委員や農協理事など地域における政策決定の場への参画を促進する。

## エ 高齢者の活動の促進

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活動を促進するとともに、退職後に農業に取り組む中高年齢者に対して、農業技術や経営に関する支援を行う。

## オ 中小・家族経営への支援

中小・家族経営は、農地の継続的な利用や、農協における生産・販売の取組への参加などを通じて、農地の維持・管理や地域社会の維持に重要な役割を果たしていることから、こうした機能が今後も発揮されるよう、中小・家族経営が行う農業生産や地域活動に係る支援を行う。

## カ 企業等の農業参入の調整

地域農業の新たな担い手として企業、NPO等の農業参入が必要と地域が判断した際、市町村、農業委員会と連携しながら、地域と農業参入を希望する企業等との仲介や調整を行う。

## キ 農業生産補完体制の整備

農作業の受託を行うサービス事業者や市町村、農協が参画した第3セクター及び特定農業法人など多様な担い手の育成を図り、農地中間管理機構などによる就農研修の実施を促進するとともに、オペレーターとしての新規参入者の受け入れを推進する。

## (2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、第4の3(2)に定める方向に基づき、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

なお、新規参入者の経営開始に当たっては、生産基盤となる農地の円滑な取得が重要であることから、市町村、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの関係機関が一体となって農地の確保や技術習得など就農まで支援する体制(明日の農業担い手育成塾)を整備する。

## (3) 新規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制

新規就農者の農業技術及び経営管理能力の向上又は取得を促進するためには、新

規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制を整備することが重要である。

このため、農業経営教育や就農支援活動の充実・強化を図る観点から、農業大学校、青年農業者等育成センターの施設・設備の整備・充実を図るとともに、経営相談や経営診断等の技術・経営面の支援活動を展開する。

#### (4) 就農準備等に必要な資金手当

新規就農者の経営開始時に必要な農地、機械、施設、住宅等の取得・賃借などに要する資金及び農業技術や経営管理方法などの習得などに要する資金等を円滑に調達することができるよう支援を行う。

#### (5) 農業教育の推進

子供たちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を醸成し、次代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の促進を図ることが重要である。

このため、小中学校での「学校ファーム」の設置や、高校での先進農家視察や農業体験研修の実施など学校教育との連携を深め、青少年への農業啓発を促進する。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は、県南部を東京都に接し、全域が都心から100km圏内に位置するとともに、南北への放射状の交通体系がよく発達した条件から、安定的に就業している兼業農家が多く、大部分の地域では比較的就業機会に恵まれているといえる。

しかし、山間地帯等の一部地域においては、他産業部門での安定した就業機会が十分でないため、小規模農家が保有する農地の貸借や作業委託が進みにくい状況にある。そのため、安定的な就業機会の確保が進めば、農家の所得基盤の安定が図られ、農地の効率的な利用や担い手への農地の集積・集約化の促進につながると期待される。

さらに、このような地域の一部では、若年層を中心とする人口の流出や日雇い等の不安定な就業状況がみられる。このため、担い手への農地の集積・集約化の促進や不安定就業の解消など農業構造の改善を図るためには、安定的な就業機会を創設することが重要な課題となっている。

したがって、他産業部門での安定した就業機会が不足している地域においては、農業生産基盤の整備等、営農条件の改善に併せて、都市と農村の交流を活かした農業関連地場産業などの育成をすることにより、就業機会の確保を図るものとする。また、各種の地域振興に関する計画に基づく工場等の立地については、その立地動向を踏まえながら適切に対応する。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域における就業機会の確保を図るため、次の事項を推進する。

(1) 農村地域への産業の導入による就業機会の確保を図るため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）等に基づく計画等の諸施策を活用し、農業従事者の雇用が期待できる企業の計画的な導入を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、企業の導入に当たっては、農業をはじめとする地域産業の協調や農村整備の方向に留意して均衡ある地域の発展を図る。

(2) 地域振興に関する計画等に基づき、山村活性化支援交付金等を積極的に活用し、農村地域における地域農林水産物の加工利用の高度化、農村の自然景観と農林業とを組み合わせ、ふるさと資源を活用するなど、起業化により安定的就業機会の確保を図る。

(3) 就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、農用地利用計画との整合を図

り、優良農地の確保に十分留意するとともに、郷土の優れた風致、景観、貴重な動植物等の自然環境等の保全に十分配慮する。

(4) 農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等と連携して、職業相談や職業指導を実施し、就業改善等の積極的な推進を図る。

(5) 美しい自然や風土、豊富な地場資源を背景とした観光産業を活用した都市と農村との交流を促進する。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、農産物の供給の場としての役割はもとより、県土や良好な環境の保全及びゆとりや安らぎの得られる場、都市住民と農村の人々が共に交流する場としての役割など、多様な機能を有している。

しかしながら、首都圏に位置する本県の農山村地域は、経済の高度成長を通じて、混住化が進むとともに、兼業化、高齢化の急速な進展などに伴い、農山村集落における構成員の共同体意識が希薄化しつつあり、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など集落機能の低下が顕在化してきている。

このような中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、担い手の経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、農地の集積・集約化を促進することが必要である。この実現には農業生産基盤の整備等に加え、都市地域に比べ立ち遅れが見られる農山村地域の生活環境を改善し、活力ある美しく住みよい農山村を建設するとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の集積・集約化に対する農家の合意形成や共同活動などを促進することが重要である。

このため、農山村地域において集会施設、農村公園、農村広場等を整備することにより、地域住民相互の円滑な交流等を促進するとともに、これらの施設と農業集落排水施設や通作条件等を一体的に整備し、農山村地域の生活環境の向上を促進することにより、農業構造の改善を図る。

### 2 生活環境施設の整備の構想

集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、この過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めるほか、次によりこれらの適正かつ効率的な整備を図る。

- (1) 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮し適切な利用区域を設定するとともに、類似施設との機能分担を明確にした適正な規模とする。
- (2) 農業生産環境との関連に留意しつつ、農村の個性を活かし、利便性のみならず、快適性や景観、ユニバーサルデザイン等にも十分配慮する。
- (3) 地域住民が一体となって行う利用協定づくりを導入することにより、地域施設の利用に併せて、地域の土地や水の合理的かつ計画的な利用と適正な管理を実現する。

- (4) 整備する施設は、その受益者は主として農業従事者を対象とするが、その維持・運営に当たっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動により、農業従事者以外の地域住民も含めた地域の良い生活環境の確保につながるよう十分配慮する。

## 都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

### 1 算定式

[令和 17 年の農用地区域内の農地面積の目標値]

= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 17 年時点の農用地区域内の農地面積]

+ [令和 17 年までの農用地区域への編入促進]

+ [令和 17 年までの荒廃農地の発生防止]

+ [令和 17 年までの荒廃農地の解消]

+ [令和 17 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

### 2 設定基準

(1) 令和 17 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②)

① 令和 5 年（基準年）の農用地区域内の農地面積	○○千 ha
② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 17 年時点の農用地区域内の農地面積	○○千 ha
ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外 （令和 2 年から令和 5 年までのすう勢）	
イ 荒廃農地の発生（令和 2 年から令和 5 年までのすう勢）	

(2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha

① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
② 農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

(3) 荒廃農地の発生防止

〇〇千 ha

農用区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止

ア 農地中間管理事業を活用した農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化

イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保

ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

〇〇千 ha

遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績（令和2年から令和5年まで）を踏まえて解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千 ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用区域への編入の促進及び荒廃農地の発生防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用区域からの除外等

